

20180401

# ソーシャルメディア等利用管理規程

社会福祉法人ゆたか会

# ソーシャルメディア等利用管理規程

## (目的)

**第1条** この規程は、職員がソーシャルメディア等を利用（業務に影響を与える私的利用を含む）するに際し、そのリスクを理解した上、それを適切に利用し、その有効性を十分に活用できるようにするとともに、法人、施設、利用者、職員、取引先、一般ユーザーその他の利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めたものである。

## (定義)

**第2条** この規程で定めるソーシャルメディア等とは、ブログ、ツイッター、フェイスブック、ライン、インスタグラム、電子掲示板、ホームページなどインターネットを利用してユーザーが相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

## (適用対象)

**第3条** この規程は、すべての職員に適用する。

## (基本原則)

**第4条** 職員は、ソーシャルメディア等を利用する場合、次各号の基本原則を理解し、遵守しなければならない。

- (1) 職員として自覚と責任を持った発信を行うこと。
- (2) 法令および就業規則その他の各種規程を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、著作権、プライバシー等に関して十分留意すること。
- (4) 職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分留意すること。
- (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分留意すること。
- (6) 取扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。
- (7) ソーシャルメディア等への情報発信が半永久的に残ること、および瞬時に拡散し得ること、ならびに炎上リスクがあること等を理解し、発信する情報の内容を慎重に吟味すること。
- (8) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合、速やかに上長および施設長等に報告すること。

## (禁止事項)

**第5条** 職員は、ソーシャルメディア等を利用する場合、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 誹謗中傷、虚偽の内容、噂や噂を助長させる情報、不敬な言い方を含む情報

- (2) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- (3) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (4) 違法行為または違法行為をあおる情報
- (5) 法人または第三者の権利を侵害する情報
- (6) わいせつな内容に関する情報
- (7) 法人を代表する見解や意見と誤解され得る意見等の情報(職務上必要な場合を除く)
- (8) その他公序良俗に反する情報、法令、就業規則等で禁止された情報

#### (前条に違反した場合)

**第6条** 職員が前条に違反した場合、当該職員は理事長に対し、速やかに報告を行わなければならない。

2 前条に違反した職員は、理事長の指示に従い、ソーシャルメディア上において、迅速な削除または訂正など必要な協力を行う。削除または訂正の選択および具体的方法については、理事長の指示に従い、職員だけの判断では行わない。

#### (私的利用等の禁止)

**第7条** 職員は、勤務時間中、ソーシャルメディアを私的に利用してはならない。

2 職員は、法人の設備および機器(パソコン、スマートフォン、携帯電話など)(以下、法人の機器等」という)を私的に利用してはならない。

3 法人は必要と認める場合、法人の機器等に蓄積されたデータ等につき閲覧等のモニタリングを行うことができる。

#### (損害賠償)

**第8条** 職員がこの規程に違反した場合、これにより法人が被った全部または一部の損害を賠償しなければならない。

#### (懲戒)

**第9条** この規程に違反する事実が認められた場合、就業規則に定める制裁処分に処する。

#### (相談窓口等)

**第10条** ソーシャルメディア利用に関する相談窓口およびこの規程に違反する事実の通報窓口は理事長とする。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。